

社会認識の客観性

Die Objektivität sozialwissenschaftlicher Erkenntnis.

渡 邊 安 夫

Yasuo Watanabe.

社会を自然として把握するのが社会認識における自己の基本的立場であるとマルクスは云う。(K.S.8)しかし、その場合、彼は主観と客観の関係を積極的に考察したのちにこの事を云っているとは思えない。この問題に直接係わる彼自身の言葉はすくなく、しかも、それらは断片的な形で残されているだけである。この問題に関する彼の基本的な態度は、例えば、『観念的なものは、人間の頭の中で転変され翻譯された物質的なものに他ならない。』(K.S.18)と云う言葉や『意識は意識された存在である。』(D.S.22)と云う主旨の言葉に窺えるが、そのような事を彼が云い得るためには、主観と客観の関係にもっと突込んだ考察を加えていなければならなかった筈である。勿論『資本論』が基本的には哲学としてではなくて科学として成立していると云う事情が、この場合、考慮されなければならない。主観と客観との関係に関する叙述よりも対象に関する叙述を優先し、社会を自然として把えると云う場合、考察は主として対象の側に加えられ、対象そのものの分析を通して、社会は如何にして自己を自然として示しうるのかと云う事を明らかにすることが『資本論』に課せられた第一の任務であると考えられるからである。しかし、マルクスの場合、『資本論』以外の諸著作においてもこの問題は積極的に考察されていない。彼が云う叙述の方法と研究の方法との区別を認め、(vgl.K.S,17.)彼が『経済学批判序説』で述べている『方法』に関する考察を考慮した後にも、私達は同様のことを云わざるを得ないのである。周知のように、ヘーゲルは認識において方法と内容とを区別することを拒否し、(Phänomenologie,) 思惟と存在との一致を認容する弁証法的一元論の立場に立ったが、認識における主観と客観との関係を考える場合、マルクスはこのヘーゲルの影響を暗黙のうちに着けていたのではなからうか。(註1)

しかし、それにしても、その考察が専ら対象の側に加えられているにせよ、社会を自然として把えようとするマルクスの態度にはなほ多くの問題が残るのではないか。何故なら、社会(歴史)を自然として把えることは社会(歴史)をその本質において把えることにはならぬとし、両者を対立するものとして把えるべきであるとする考えは、主としてドイツを中心としたものであるが、近世以降の一つの主要な思想形態であるからである。(註2)マルクスが社会を自然として把えると云うとき、これらの思想形態が当然考慮されなければならぬであろう。そのとき、社会を自然として把えるにしても、自然に対立するものとして把えるにしても、人間の把握の仕方が一つの重要な問題となる。社会を自然として把えるマルクスにおいては人間は自然として把えられ、社会を自然に対

立せしめる、例えば、マイネッケやリッケルト、ウェーバーでは人間は自然の対立者として扱われる。言表しつくせない個体である人間の行動は、(註3)因果の系列にしたがって生起する自然現象と区別され、人間に固有な『文化』は『自然』に対立せしめられる。(vgl. Rickert. S.18.) 斯る人間をその内容とする社会は自然に対立するものとなり、斯る社会を対象とする社会認識は自然認識とは異質であり、(G.S.179.)自然科学的方法を社会に適用することは不可能である。敢えてそれをするなら、人間の意志の自由は否定され、(vgl. Meinecke. S.17.7.)経験科学である自然科学、社会科学の本質は見失われることになる。(vgl. Rickert. S.56) 社会並びに自然の固有性をマイネッケのように対象そのものに求めるのか、或いは、リッケルト、ウェーバーのように主観の対象との係わり方に求めるのか、その相違はあるにしても、社会を自然の対立者とし、異質とする点においては、これらの人々は一致する。この立場からすれば、社会認識に自然認識と同質の客観性を要求することは原理的に不可能である。社会認識を自然認識と比較しその客観性が曖昧であると批判するのは、木に縁りて魚を求むる類となる。

社会を自然として扱え、人間を自然として扱えるマルクスの社会認識が、社会を自然に対立せしめるこれらの社会認識と著しく相違するものであることは言うまでもない。マルクスが社会を自然として、その構成要素である諸個人から自立するものとして扱えると云うとき、それは対象である社会が主観によって構成されたものではないと云う意味を、もとより、含まねばならぬが、むしろ基本的には、人間と人間との関係、換言すれば、社会的関係の総体である社会が構成要素である、そのなかで自発的に行動する、人間にさえも直接的には制御しえぬものであり、対象それ自身の原理にしたがって存在するものである、と云う事を意味し、この意味において、社会は諸個人から自立する客観的存在である、と云う事を示している。端的に云えば、構成要素である諸個人が相互に他に働きかけ働きかえされることによって成立する社会的関係の総体が規則的な法則に支配されるものであり、諸個人にとってこの総体は彼らによって制御されないで、逆に、彼らを制御する諸過程として捉えられるのである。(vgl. K.S.80.) 対象は対象の構成要素である諸個人の意思によって運動するものではなく、超主観的存在である対象そのものうちにある原理にしたがって運動するものであると云う意味において、その対象は諸個人から自立するものであり、それは自発的に行動する諸個人を構成要素としながら、自然として捉えられるのである。

このことは、言うまでもなく、マルクスにおいて社会認識は法則認識として成立している、と云う事に繋がってゆく。周知のように、彼はすべての社会に一律に適用しうる一般的、抽象的法則を社会に見出すことは拒否したが、(vgl. K.S.16.)歴史的に規定された特殊な一形態をとる社会の独自の法則を見出すことには全力を傾けた。社会認識をこのような意味での法則認識として成立せしめようとした点においては、社会を自然と同一視することを拒否し、法則の定式化をもって現実の歴史的認識に代えることはできぬと考えた、例えば、ウェーバーの社会認識に対蹠的な位置を占める。

斯くして、社会を自然に対立せしめるこれらの社会認識に対してマルクスの社会認識は如何にして客観性を獲得しうるのか、と云う事が問題になる。問題は、具体的には、マルクスにおいて構成要素である諸個人から社会は如何にして自立し、自立する総体として自己を示しうるかと云う形をとる。或いは又、社会を自然の対立者として把えるのではなく、むしろ、それ自身を自然として把えるのは如何にして可能であるのかと云う形をとり、この問題は、マルクスにおいて社会認識が法則認識の形をとりうるのは如何にして可能であるのか、と云う具体的な問題に繋がってゆく。

(註1) 勿論、主観も客観も精神の対自形態に外ならず、主観と客観の区別は精神と云う同一なるものにおける区別に外ならないとするヘーゲルと精神もしくは理念を一つの自立的主体に転化された思惟過程にすぎないとしてこれを否定するマルクスとを直ちに同一と視ることはできない。(vgl. K.S.19) しかし、両者の間には、矢張り明瞭な類似性がみられる。ヘーゲルにあっては、対象が精神の対自形態であると云うことは、対象が対象たることを直ちに否定され自己に復帰せる対象でなければならぬことを意味し、意識にとって対象は絶対的他有であることを否定される(H.S. 81) 非存在でしかないマルクスは非難する。(H.S. 87. 88) しかし、そのマルクスにおいては逆に、意識とは意識された存在以外の何ものでもなく(D.S.22) 意識は、本来、社会的な一産物であると云はれる。(D.S.22.23)

(註2) 以下『社会』の概念に『歴史』を含ませる。

(註3) マイネッケは ≧Die Entstehung des Historismus≦ の巻頭に次の如きゲーテの書簡の一節を掲げている。

Habe ich Dir das Wort/Individuum est ineffabile,/woraus ich eine Welt ableite,/schon geschrieben? Goethe an Lavater 1780.

(I)

マルクスが社会を自然として把えると云うとき、そのような認識を可能ならしめる条件が既に前提されていなければならない。そして、社会を自然として把えると云うことが前述の意味において云われる以上、その条件は、主観の側にではなく、客観の側に求められなければならないであろう。マルクスの場合、この条件は基本的には二つに分けられ、具体的には、二つの条件は、後に示すように、三つに分けられる。一つは『資本論』が対象とする歴史的に規定された特殊の形態をもつ、資本制的生産方法が支配的である資本主義社会 そのものに見出される条件である。具体的には、人間の自然並びに他の人間への関係の仕方がそれである。社会を経済的構造の側面から把える『資本論』において、この条件は資本主義社会が資本主義社会として成立しうるための物質的な条件であり、この条件によって諸個人の集合は非法則的な、雑然とした単なる集合ではなくて、一つの自立する総体として、法則的に把えられうる。しかし、社会の側にこのような物質的な条件が備わっても、それだけでは諸個人の集合を自立する総体として把えることは不可能であろう。集合が自立する総体として把えられるためには、社会の側に斯る条件が具備せられるとともに、総体を形成する、それ自身が対象の構成要素である諸個人が斉一的存在として把えられるのでなければならない。諸個人が『自由な個体』もしくは『言表しつくせない個体』として把えられるのではなくて、或る斉一性をもつものとして把えられ、社会が人間と人間との関係の総体であると云う場合、その

人間は斯る斉一性をもつことによって相互に関係し、その全体が一つの総体として把えられると云うのでなければならない。この条件は諸個人が構成要素となりうるための一つの条件として諸個人に要請される条件であるが、この場合、諸個人は対象の構成要素である故に、第二の条件は第一の条件がそうであったように、主観の側にはなく、客観の側に見出される条件と云わなくてはならない。詳細は後に譲るが、マルクスが人間を『人間的な自然』と呼ぶとき、そこで把えられている人間は普遍的側面において捉えられた斉一的な存在としてのそれである。(H.S.83) 人間と云う形をした特殊な自然である人間は先ず何よりも他の自然に関係することによって人間でありうるのであるが、その自然への関係は他の人間との関係を媒介することによってのみ可能である。人間は他の自然に関係することによって人間でありうる。と同時に、人間は他の人間に関係することによって人間でありうる。勿論、マルクスが把えた人間の普遍的側面、対自然への関係、対人間への関係を離れては人間は人間として存在しえないと云う側面は、現実においては、すべての人間が直接完全な形でもつとは限らない。また、別の観点からすれば人間を斯る普遍的側面において自然として把えるより、むしろ、自由な或いは非合理的な個体として把え、自然との差異を強調する方がより適切な場合もありうる。しかし、対象を経済的構造の側面から、後に述べるように、一定の観点に随って把える限り、この普遍的側面は社会の構成員が全体としては欠くことができない側面となる。人間を自然の対立者として規定するよりも、人間自身を一つの自然として規定し、人間と単なる自然との相違は、むしろ、人間と云う形をした特殊な自然である人間の特殊性にこれを帰せしめる方が、この場合のマルクスの社会認識にとってはより本質的な規定の仕方となる。後に述べるように、マルクスの社会認識においては諸個人が有する固有な具体的な側面は捨象され、諸個人は抽象的な諸個人として把えられるのであるが、そのような抽象が可能であるのも諸個人がすでに普遍的側面を有するからに他ならない。

第一の条件と第二の条件は相互に不可分離の関係にある。社会はそれぞれの段階において、それぞれの形態において、第一の条件に相当するものを具備する。この条件は社会の構成員にとっては所与としてあり、先行する世代から、謂わば、その社会に投げ出された諸個人に与えられ、諸個人の行動を規制する。(vgl.D.S.17) しかし、社会がそれぞれの形態で第一の条件に相当するものを有すると云うことは、この条件に相当するものがそれぞれの社会において一様に法則認識成立の条件となりうる、と云う事を意味しない。歴史的な、特殊な形態である資本主義社会において、この社会に適応した形で第一の条件が整えられたとき、第一の条件は、はじめて、法則認識成立の条件となりうる。また、同じように資本主義社会と呼ばれても、現実においては、第一の条件をより明確により広範囲に亘って示す社会と然らざる社会とがある。前者においては法則認識はより明確になりうる。その条件は異なった個性をもち、自発的に行動する諸個人の行動を全体として統一的に認識しうるための不可欠の条件となる。この条件が存続する限り諸個人の行動は繰り返し同一の形において把えられる。しかし、同時に、第一の条件が諸個人の行動を規制し、全体的にその予測が可

能であるのは、その条件下において行動する諸個人が人間と云う形をした自然として、対自然、対人間への関係を離れては人間として存在しえないと云う普遍的側面をもつ齊一的存在であるからである。第一の条件と第二の条件とは相互に不可分離であり、相互に制約しあうことによって、社会認識成立の条件となりうる。(註1)

(註1) 両者の関係はゲームにおけるルールとプレイヤーの関係に相似する。ゲームが一定の規則性において捉えられるためには、プレイヤーはルールに従って行動すべきである。が同時に又、プレイヤーがひとしく共通な目標である勝利を目指して、それぞれの状況において最善の方法で行動する齊一的存在でなければならない。ゲームは、形式的にはルールから構成される故、プレイヤーを相互に結びつけるものはルールである。個々のプレイヤーが同一のルールによってプレイするが故に、ある状況においてプレイヤーがなしうる行動は或る範囲をもって自ら定まる。この場合、プレイヤーのなしうる行動は唯一に限られることはすくなく、そこには行動選択の自由がある。しかし、ルールから逸脱して、恣意的に行動しない限り、その自由は或る範囲をもった自由になる。プレイヤーの或る状況における行動はその状況に規定されるが、状況がプレイヤーの行動を規定しうるのは、プレイヤーがひとしく同一のルールに従って行動するからである。しかし、ゲームを一定の規則性において捉えるためには、第二の条件としてプレイヤーに齊一性が要求される。プレイヤーが漫然とルールに従って行動したり、逆に敗北を目指してルールに従うのではなく、それぞれの状況において最善の方法で勝利を目指すのでなければならない。プレイヤーの行動を規定するのは状況であり、窮極においてはルールであると云ったが、そのためには、プレイヤーがそのルールに規定されうるような齊一性をもつことが第二の条件として加えられなければならない。

(II)

このようなマルクスの社会認識に対立するのがウェーバーである。ウェーバーは、マルクスが認識成立の条件を客観の側に見出すのに対して、それを主観の側に見出そうとし、マルクスが社会認識を法則認識の形で成立せしめるのに対して、社会認識は法則認識としては成立しえないと主張し、マルクスが社会を自然として捉え、人間を自然として捉えるのに対して、社会並びに人間を自然の対立者として捉える。更にまた、マルクスに匹敵するほどの大きなスケールで自己の社会認識(註1)を成立せしめている点においても、ウェーバーは、リッケルトは無論のこと、マイネッケを遙かに凌ぎ、この点においても彼はマルクスに対して最も対蹠的な位置を占める。マルクスの社会認識が内含する上述の課題は、何よりも先ず、ウェーバーとの関連において究明されなければならない。

ウェーバーが主観の側に認識成立の条件を求めたと云うことは、*第一に、『理念型』『非現実的因果聯関』等主観の構成物が認識手段として不可欠であることを示す。端的に云えば、現象を一つの個性的な聯関において捉えること、並びに、この個性的な聯関を結果とする因果認識の獲得がウェーバーの社会認識の主要目標となるが、(G.S. 174 ff.) これらの目標を達成するためには主観の構成物は不可欠の手段となる。主観の諸構成物によって諸現象は相互に係わりあわしめられ、異なった時間に異なった場所で生起する諸聯関の特性が明瞭に理解される。自らを『歴史学派』の子であると云い、(G.S. 208) マイネッケ等と同じように、(vgl. His. S.2) 法則もしくは類概念の如き一般者に

よる認識を社会認識の本質的内容と認めなかったウェーバーであるが、(G.S. 179 ff) 対象を単に直観するだけではなくて、明瞭に認識しようとするならば、個別的諸現象の外に、個別的諸現象を相互に係わりあわしめる一般者の役割を果すものを必要とする。マルクスの場合は、それに相当するものは個別的諸現象相互の間に見出されると考えたのであるが、ウェーバーの場合はそれを主観によって構成されるものに見出すのである。理論と歴史の問題、法則認識と歴史的認識との対立も斯る構成物を手段とすることによって解きうると考える。(vgl G.S. 187)

しかし、ウェーバーが認識成立の条件を主観の側に求めると云うのは、単にこの事だけを意味していない。『理念型』も『非現実的因果聯関』も既に選択せしめられた或る対象に適用される手段であり、後に触れるように、主観による構成と云っても、その構成は主観が対象と一定の交渉を保つことによってのみ可能である。認識成立の条件が主観の側に求められると云うことは、窮極において、この対象が価値理念と不可分離であると云う事、認識成立の条件が認識主観の価値理念に求められると云う事を示す。(vgl G.S. 182) 価値理念が前提せられることによって、主観の構成物もはじめて認識の手段となりうる。法則的知識を『理念型』と同じように認識の手段としては認めながらそれを仮説としてしか認めず、(vgl G.S. 175) 社会認識を法則認識として成立せしめることをウェーバーが否定するのは、社会現象が法則的に生起することが少いからではない。或る現象が社会認識の対象となりうるのは、その現象が私達に対して有する意義によってであり、その現象が有意義であるのは対象が価値理念と関係せしめられているからである。(G.S. 175 ff) 社会認識も『自然認識』とともに経験的現実を思惟によって秩序づけることを意図しており、その点においては、全く同じであるが、一方は価値理念に所与の現実を関係せしめ、意義づけられた現実の部分とその文化意義の観点のもとで抽出し秩序づけ、他方は法則に基づいて現実を分析し、これを一般概念のなかに秩序づける。(vgl G.S. 176) 認識所与に価値理念を関係せしめるか否かと云う点において、両者は全く相違する。(vgl G.S. 252) 社会認識においては、対象選択の標識は事物そのものには見出しえず、(G.S. 177) 認識の観点は素材そのものからは取り出し得ない。(G.S. 181) 或る現象がもつ、例えば『社会経済的』現象としての性質は、その現象に『客観的に』附着するものではない。それは価値理念に規定せられる認識関心の方向に制約される。(G.S. 161) 或る現象が『経済的』な性質をもつのは物質的生存競争に対してそれがもつ意義に私達の関心が向けられるからであり、且つ、私達の関心がそれに向けられる間に限って、現象は『経済的』な性質をもちうる。(G.S. 162 ff) 世界観がそうであるように、(G.S. 154) 価値理念は進歩してゆく経験的知識の所産では決してありえない。一つの完結した概念体系を次第に形成し、この中に何らかの意味で決定的な組織の形で現実を連関づけ、場合によっては、この概念体系から再び現実を演繹しようとする社会認識が企てても、社会認識の本性からして、それは適切でない。(G.S. 184) 法則認識においては、法則が含みうるものこそ『本質的なもの』であり、(G.S. 171) それ以外のものは『残滓』もしくは『偶然的なもの』とせられるが、(G.S. 171) 法則認識にとって『残滓』『偶然的なもの』であっても社会認識にとっては、

それが価値理念に関係せしめられ、有意義である限り、認識の対象となりうるものであり、認識の本質的内容となりうる。(vgl. G.S. 174) 社会認識の対象が有する意義はその由来においてもその根拠においてもその理解においても、法則とは全く無縁である。(vgl. G.S. 175) 因果認識は社会認識においても重要な認識内容であるが(G.S. 174. 175) 社会認識における因果の問題は、如何なる公式にその現象を例として属せしむべきかと云う法則の問題ではなくて、如何なる個性的状況にこの現象を結果として帰属せしむべきかと云う具体的因果聯関の問題である。(vgl. G.S. 178) 或る経済的現象を原因とする因果聯関が或る個性的聯関(歴史的個体)との間に成立しうるかどうか、と云う問題は、すべての歴史的個体に就いて一様に決定しうる問題ではない。価値理念に係わるることによって意義を附与せられた対象が、具体的因果聯関の側面で問題になり、この対象が如何なる種類の原因に帰属すべきかが問題になるときに、この問題に経済的な性質をもつ現象が、その時々、つねに具体的な形で、如何なる度合において係わってくるかと云う事によって決定される問題である。(vgl. G.S. 169. 254 ff) あらゆる社会現象をすべて経済的原因のみに還元し説明することは、ウェーバーの立場からすれば、如何なる社会現象の領域においても、また、如何なる意味においても決して充分ではない。(vgl. G.S. 169) 価値理念との係わりにおいて、その時々認識の対象となる、個性的な意義を有する個々の対象を離れ、社会現象の総体を物質的利害関係の産物もしくは函数とて把える唯物史観は歴史的現実に対して一様に因果的説明の公分母の役割を果す、と云って、ウェーバーはこれを批判する。(vgl. G.S. 169)

ウェーバーにおいては、社会認識は、主観が経験的所与に対して自己の態度を決定し、認識方向を決定することによって明確な観点を設定するとともに、経験的所与から一定の対象を抽象し、認識目標に合致する認識手段を構成することによって、可能でありうる。ところが、価値理念はこれらのすべてにおいて、態度決定の主體的拠所として、(G.S. 262) 認識関心を制約するものとして、(G.S. 175.) 認識方向の決定者として、(vgl. G.S. 155) 観点を導き、整序するものとして働く。(G.S. 213) 更にまた、対象選択の原理として、(G.S. 182) 対象並びに因果聯関の範囲を規定するものとして、(G.S. 184) 認識価値の前提として働く。(G.S. 213) 社会認識と価値理念は不可分離の関係にあり、価値理念を欠如する社会認識はありえない。(G.S. 182) しかも、ウェーバーにおいては、この価値理念は、疑いもなく、主観的であると云われる。(G.S. 183) そして、一方においては、社会認識がそれと不可分離の関係にある価値理念が主観的であるとされるにも拘らず、他方においては、社会認識は他の認識と同じように、客観的に妥当する経験的認識でなければならぬと云い、この事を前提することによって社会認識が客観性を獲得しうるための条件を追究する。(vgl. G.S. 160)

ウェーバーの社会認識がこのような性格のものであるとするなら、社会認識成立の条件を客観の側に求めるマルクスとその条件を主観の側に求めるウェーバーとの関係はどのように考えたらよいのか。社会認識における客観性とは如何なるものであるのか。ウェーバーが云う主観的である価値理念は社会認識において、厳密には、如何なる役割を果さなければならぬのか。これらのことが、

こうして、ここで改めて問題になってくる。

ウェーバーの場合、社会認識が客観性を獲得しうるための前提もしくは条件はいくつかこれを挙げることができる。例えば、(1)主観も対象も主観的に思われた意味に基づいて行動する人間であり、主観は対象である人間の行動を、主観的に意思された行動の動機を理解することによって、理解することができ、これに就いて『理解の明証』(Evidenz des Verstehens)をもちうると云うこと。(G.S. 529) (2)認識主観を含めて、諸個人は世界に対して意識的に態度をとり、これに意義を附与しうる『文化人』(Kulturmenschen)であると云うこと。(G.S. 180) (3)認識主観は質的に同一な範疇の作用を観察しうるよう眼を訓練しておく等の一定水準の技術を身につけておくこと (vgl. G.S. 170) ウェーバー自身は社会認識の客観性の根拠を経験的所与が価値理念に基づき整序されると云う事実を求めているが、(G.S. 213) 仮に問題をウェーバーだけに限っても、これだけでは問題は片付かない。この事に更に以上の前提もしくは条件が加えられなければならぬであろう。これらの前提もしくは条件は、謂わば、(1)人間の行動の理解を離れては成立し得ない社会認識が社会認識として成立しうるための大前提とも云うべきもの。(2)主観が『経験的所与』に個性的な意義を附与し、社会認識の対象としてこれを認識しうるための条件、また特定の主観が獲得した認識内容が他我にも理解可能となり、その意味において、認識の一般性が獲得されうるための条件。(3)認識所与のなかから同質のもののみを抽象し、抽象が同一性を確保しうるための形式的な前提。とそれぞれ考えることができ、三者は相互に密接な関連を有する。ウェーバー自身が社会認識の客観性の根拠として示すものは、このうち特に、第二の条件に係わるが、何れにしても、認識が客観性を獲得しうるためにはこれらのすべてが併せ考慮されなければならぬであろう。しかしこれらの前提もしくは条件を見て直ちに気付くのは、このなかには、認識にとって不可欠な、如何なる形であれ認識対象がそれとの関連をもたざるを得ない、認識所与(経験的所与)が積極的な内容として含まれてない、と云うことである。既に触れたが、認識成立の条件を主観の側に求め、対象の範囲は主観の関心の変化に応じて変化すると云い、或る現象が社会現象としての性質をもちうるのはその現象に私達の関心が向けられている間だけである等と云う(G.S. 161 前出) ウェーバーの社会認識において、このことは当然なことかも知れぬが、しかし、また、認識の問題が認識所与の問題を不問に附したら成立し難いことも、これまた、当然のことである。認識所与に就いてウェーバーは種々の呼び方をするが(註2)要するに、それは『経験的に与えられた生活の現実』と解すべきである。諸個人は生活する——活動する諸個人であり、自ら思念せる意味に基づいて行動する人間である。(G.S. 267 ff) 認識所与は斯る諸個人の行動をその内容とするものであり、既に意味をもつもの、その故に理解可能なものと推論せざるを得ない。明確な目的意識をもって行動がなされる場合。共通の目的に基づいてつくられた、主観には解消することができない、組織に基づいて人々が行動する場合。或いは又、社会科学、自然科学から得た知識に基づいて行動がなされ、行動自体が著しく知的になっている場合、もしくは、計量化されている場合、とりわけこの事が云えるのではないか。認識所与は、例えば、カ

ントの『物自体』とは性格を異にする。これを『無限な多様性』と呼ぶはまだしも、(vgl. G.S. 171) 『混沌としたもの』と呼ぶのは、必ずしも、厳密ではない。(vgl. G.S. 214) また、認識所与(経験的所与)をそれによって整序すると云っても、特定の特殊的、歴史的な社会の内において社会の一構成員として生活する、それ自身が歴史的、社会的存在である特定の個人によって、謂わば、アポステリオリに構成される『理念型』とアプリオリな『形式』とでは質的に全く相違するとせざるを得ない。ウェーバーが新カント学派の、そして、窮極においては、カントの影響を多くうけているとは云え、(vgl. G.S. 208) 価値理念に係わる以前の認識所与と価値理念に係わり整序される対象との関係を考察することは原理的に可能であると云わなければならない。認識が成立しうるためには認識所与の或る側面が選択抽象されなければならないのであるが、選択抽象されたものは認識所与のなかに、既に、含まれていると考えなければならない。認識が客観性を獲得しうるためには、認識内容は認識所与が内含するものと一致しなければならず、客観と主観の一致は、この場合も、認識の客観性を吟味するための基準となる。認識の過程において認識所与に内含されるものの同一性が失われるならば、結果である認識内容は客観性をもちえない。認識は認識所与の無前提的な模写でありえないとし、認識所与が主観的な価値理念に係わるることによってのみ社会認識は成立しうるとするウェーバーにおいて、この同一性は如何にして確保されるのか、と云う事が改めてここで問われることになる。

ここでは、問題はウェーバーに即して追求される。価値理念と社会認識の関係を直接の手懸とし、ウェーバー自身が積極的に主題としていない認識所与の問題は直接の手懸にしない。その場合、やがて触れるように、社会認識は価値理念の普遍性の問題に結びつかざるを得ない側面をもつが、価値理念の普遍性は、直ちに、価値理念の客観性を意味しない。価値理念の普遍性と其の客観性とは、明らかに、区別しなければならない。価値理念の普遍性を証明することはできても、其の客観性を証明することはできない。社会認識の客観性を獲得せんとして価値理念の客観性を探求しようとするのは誤りである。或る価値理念の客観性の証明を意図して、この価値理念を他の価値理念と比較し、其の真偽を決定しようとしても、問題の解明には役立たぬであろう。価値理念の客観性の問題は信仰の客観性の問題と、本質的には、同一の基盤で成立する。それは、ウェーバーが云うように、経験科学の権限外に属する問題であり、且つ、経験的知識の真理の問題とは異質な問題であるからである。(Vgl. G.S. 152) 随って、ここでは、価値理念と社会認識の関係を考慮する場合、社会認識において価値理念が果すべき役割を充分認めながら、随ってまた、価値理念を欠如する社会認識の如きは本来ありえないとするウェーバーの立場を、その点にかけては、基本的には承認しながら、其の価値理念が社会認識において果すべき役割を限定することによって、問題を追究する。端的に云えば、社会認識における価値理念の位置づけを明確にし、其の機能の及びうる範囲、随ってまた、其の機能の限界を明らかにすることによって、問題を明らかにする。

既に指摘したように、すべての認識は、特殊な観点からする、認識所与に関する一面的な認識であり、随って、ウェーバーが云う、特殊な一面的な観点を離れて社会現象の客観的分析はないと云

う言葉は (G.S.170) 肯定せざるを得ない。また、観点が明確であればあるだけ対象をより明確に選択抽象しうると云うこと、対象の分析はより厳密になしうると云うことに就いてもこれを肯定せざるを得ない。更にまた、社会認識の場合、観点設定、対象の選択抽象等が価値理念と不可分離の関係にあり、社会認識の認識価値も斯る価値理念を前提することによってのみ存在しうるものである、と云う事も、ウェーバーとともに、肯定せざるを得ない。(註3)

しかし、そうであるなら、認識においてこのような位置を占める価値理念が主観的であると云う、ウェーバーのさきの言葉はどのように考えたらよいのか。主観的である価値理念と不可分離な関係をもつことによって成立する認識が客観的認識でなければならぬと云うウェーバーの言葉に含まれる、さきに掲げた、問題はどのように考えたらよいのか。

(註1) ウェーバーでは『文化生活』(Kulturleben)の語は『社会現象』の語と殆ど同義とされ、『社会科学』の概念は『文化科学』の範疇に属すとされる。(G.S.165.170)しかし、ここでは『文化科学的認識』をも含めて、単に『社会認識』の語を使用する。

(註2) 『経験的現実』(die empirische Wirklichkeit.) 『経験的所与』(das empirische Gegebene.)
『私達をとりまく生活の現実』(die uns umgebende Wirklichkeit des Lebens.)
『直接的所与の経験的現実』(die empirische Wirklichkeit des unmittelbar Gegebenen.)
『所与の現実』(die gegebene Wirklichkeit.) (vgl. G.S. 155. 156. 160. 175. 170. 205. 213)

(註3) 社会科学の或領域においては、また、社会科学の或特定の問題は、価値理念を前提しなくても解きうるように思われることもある。しかし、社会科学は窮極においては、矢張り価値理念と結びつかざるを得ない。このことに就いては後に触れる。

(III)

この問題を解く鍵は、価値理念の機能を選択原理に限って認めると云う事、そして、その事を厳密に、徹底して貫くと云う事に見出される。価値理念がそれに係わると云う観点設定、対象の選択抽象等々は、選択原理である価値理念の機能を認識の過程に即して、それぞれ具体的に示したものと解すべきである。価値理念が主観的であっても、それが単に選択原理としてのみ機能する限り、それによって選択された対象に関する認識結果が、特定の人間のみ妥当する、主観的なものであると云うことにはならない。(vgl. G.S. 183) 価値理念を欠如する社会認識の如きはありえないと云うウェーバーの言葉は、幾つかの意味を含むが、当面の問題に限って云えば、研究者が自らの価値理念を欠如するとき研究者は自らの対象の選択原理をもちえない、と云う事を意味している。(G.S.182) 社会認識の対象として現実の或る種の个性的要素が幾つか選択され、一つの个性的聯関が形成され、これらが一つの因果的連鎖の實在的構成部分となりうるのは、価値理念のはたらしきにより経験的所与への態度決定、認識方向の決定及び観点の設定がなされるからであるが、そのことは、選択された个性的聯関や因果的連鎖に対応す価値理念があることを示す。(vgl. G.S. 254) 自然認識と同じように、経験に基づく、客観的に妥当する、真理の獲得を目指す社会認識では、(vgl. G.S. 261) 因果認識は、自然認識においてそうであるように、重要な認識内容になる。

(G.S. 182. 278. 279) しかし、既に触れたように、社会認識の場合、この因果認識が、窮極においては、価値理念に規定せられる主観的諸前提に結びつかざるを得ない点に、特色があった。(G.S. 182) しかし、この場合、価値理念の妥当性と経験に基づく真理である因果認識の妥当性とは、相互に絡みあい、密接な関係があるとは云え、原理的には、明らかに区別されなければならない。両者は、明らかに、異質である。(G.S. 231) 或る歴史的結果をその原因に帰属せしめる因果認識において、無数の要素のなかから或る要素を原因と決定する場合、その決定は、価値理念が因果認識の方向を指示すると言う意味において、歴史的関心の在り方に、随って、価値理念の在り方に制約される。(vgl. G.S. 271. ff) 結果である個性的聯関(歴史的個体)は、この場合、因果的遡求の端緒になるが(vgl. G.S. 251) それは歴史的個体の如何なる側面が因果的解明の対象になるかを、価値理念に係ることによって、歴史的個体が示すからであり、その限りにおいて、幾つかの要素が選択されるのであり、相互に聯関する要素の範囲も亦明らかになる。(vgl. G.S. 257) 価値理念が因果聯関の範囲を規定しうると云うのは、(vgl. G.S. 184) この意味においてでなければならない。因果認識の場合だけに限らず、価値理念は選択原理としてのみ機能する。その意味においては、選択されたものは価値理念を離れてはありえないが、選択されたもの自体に関する認識内容に対しては価値理念は全く交渉をもちえない。価値理念は認識所与から幾つかの要素を選択し、歴史的個体や因果聯関の範囲を決める場合、指針を与えることはできるが、これらの要素並びに歴史的個体、因果聯関の内容等を自ら創造することはできない。(Vgl. G.S. 276 ff. 279) 選択されたもの自体に関する認識内容を価値理念が限定しうるとするのは選択原理である価値理念をその権限外において捉えるものであり、その点において、明らかな誤謬をおかす。例えば、囊中の赤球に関心をもち、多数の球のなかから赤球だけを取り出すべく次々に球を出すその行為は、赤球選択と云う原理にしたがってなされるにしても、囊中に現実に存在する球とこの選択原理とは異質であり、両者は全く別個のものと考えなければならない。囊中に現実に存在する赤球の数をこの原理は規定しえない。ましてや、この原理にしたがって次々に取り出される個々の赤球の大きさとか、赤球の数と、同じように囊中に存在する、他の白球とか黄球とかの数との比率とかを選択原理は全く規定しえない。一方は事実の側に属し、他方は観念の側に属する事柄であり、両者は全く異質である。社会認識が価値理念を不可欠とするものでありながら、なおかつ、客観性をもちうるのは、選択原理である価値理念と事実との区別が、原理的には可能である、と云うことに基づく。価値理念が主観的であると云う事は、認識の結果が特定の個人にのみ妥当する主観的なものである、と云う事を意味しないと云う、ウェーバーのさきの言葉も結局この事に繋がってゆく。(vgl. G.S. 183ff.) ウェーバーにおいては、価値理念はつねに相対的であり、絶対的、先験的妥当性を有しえず、つねに変動の可能性をもつ。随って、認識所与に対する態度決定、認識関心並びに認識方向、観点等もつねに変動の可能性をもち、対象の選択抽象並びに因果聯関の範囲等もまた価値理念とともに変動の可能性を有する。(vgl. G.S. 207) 認識所与がたとえ同一であっても、これらのものは価値理念とともに変動し、社会

認識における問題の定立はその度に変化する。同一の認識所与に対して、つねに新しい事実が、新しいやり方で、歴史的に本質的なものとなりうる。(vgl. G. S. 262) しかし、この事は、価値理念の変動に伴い、認識所与に対する態度決定、認識関心、認識方向が変化し、同一の認識所与が異なった観点から異なった側面で問題になり、別の側面が認識の対象として選択されたと云う事をのみ意味するのであって、この変化によって、以前の認識内容が真理としての妥当性を喪失したことを、全く、意味していない。仮にもし、同一の認識所与に同一の価値理念が係わるならば、同一の対象が選択抽象せしめられ、同一の認識内容が得られなければならない。このような場合に、もし異なった内容が得られるならば、一方が真であり他方は偽りであるとは直ちに云えないが、すくなくとも、両者がともに真であることはありえない。価値理念が選択原理としてのみ機能すると云うことは、対象の選択抽象は価値理念と相関々係にあるが、獲得される認識内容は価値理念とは相対的關係にないと云う事、換言すれば、認識内容は相対的真理ではないと云う事を意味する。社会認識は絶対的に妥当する認識には到達しえない、と云う考えをウェーバーが否定するのも、また、この理由に基づくと解せられる。(vgl. G. S. 261)

価値理念が斯る意味において選択原理として機能するとするなら、価値理念は認識の客観性に係わりをもちえないことは明らかである。普遍的価値理念には普遍的関心が対応すると云う事、随って、普遍的価値理念を選択原理として選択抽象せしめられた対象に普遍的関心が対応すると云う事は云うまでもない。特定の主観に対してのみ認識価値を有しうる対象ではなくて、多くの主観に対しても認識価値を有しうる対象を選択するためには、普遍的価値理念が選択原理とならなければならない。ウェーバーは社会学者が認識を行う場合の基本的条件として、重要なものとしからざるものとを区別しうるだけの観点をもつことを要求するが、(G.S. 181) それは認識主観が認識所与に普遍的価値を係わらしめ、普遍的意義を有する対象を選択抽象しなければならぬことを要求しているのであって、普遍的価値理念を認識が客観性を獲得しうるための条件と考え、これを要求しているのではない。(vgl. G. S. 253) 社会認識における価値理念の普遍性の問題は、認識の客観性に繋がる問題ではなくて、認識価値の普遍性に繋がる問題であり、その意味においての認識の質に繋がる問題である。単に個人的な趣味癖を満足せしめるだけの認識よりも多くの人々の生活現実に係わりがあり、多くの人々が関心を有する認識の方がより高い認識価値を有することは云うまでもない。社会認識が個々の分野に細分し、専門化しているために、一見、斯る普遍的価値理念と係わりがないように見える場合も、窮極においては、斯る価値理念と係わりをもたなければならない。社会認識の個々の分野の共通な課題、或いは、個々の分野で共通な問題聯関において試みられる認識も、この普遍的価値理念に係わることによってのみ、より高次の認識となりうる。私達の生活現実と密接な繋がりをもつ社会認識においては、如何なる対象が選択されるかと云う問題、或いは獲得された認識内容がどれほどの認識価値を有するのかと云う問題は、極めて重要な問題である。しかし、この重要性を強調することによって、社会認識の客観性の問題を価値理念の普遍性の問題と混同し

てはならない。認識の妥当性の問題を価値理念の普遍性の問題に摩替えてはならない。

価値理念の社会認識における位置づけが以上の如くであるとすれば、『理念型』や『非現実的因果聯関』の主観における構成が認識所与から遊離した形でなされてはならぬことは明らかである。社会認識が客観性を獲得しうるためには、ウェーバーが云うように、(G.S. 184) これらのものの適用が思惟の規範にしたがってなされなければならぬことは云うまでもないが、その構成に関して云えば、価値理念によって選択された、事実の側に属する、認識所与の或る側面に基づいて構成されなければならぬのであって、主観における構成と云っても、認識所与から遊離した恣意的な構成を意味していない。『理念型』に就いて云えば、認識所与に価値理念を係わらしめ、斯くして選択せられた認識所与の或る部分を抽象し、この部分を純化して矛盾のないように統一した思想像が『理念型』である。経験的には、そのままの形では認識所与のなかに見出されないにしても、その構成は認識所与を基にしてなされるのでなければならぬ。『理念型』の構成が単なる思想の遊戯にすぎないのか、或いは科学的に効果あるものであるのかは、ア prioriに決定しうるのではなく、具体的な文化現象をその聯関とその因果的被制約性とその意義とにおいて認識することに対する効果の有無によって決定されるべきであることを、ウェーバーは指摘する。(vgl. G. S. 193) 『理念型』が有効でありうるためには、認識所与に照応した『理念型』が構成されなければならぬのである。ウェーバーが云うように、場合によっては『理念型』は自らの非現実性を表明することによって自己の論理的目的を達しうることもありうるが、(vgl. G. S. 203) 『理念型』の構成、適用からすれば、それは特殊の場合であり、基本的には、認識所与への照応が『理念型』構成の基本条件として要請される。しかも、『理念型』の非現実性が指摘される場合、その非現実性を決定する基準は、価値理念によって選択された認識所与の側にあることを思えば、『理念型』の構成において認識所与が果す役割は大であり、屢々指摘するように、主観における構成と云っても認識所与を遊離して恣意的に構成されるものでないことは明らかである。(vgl. G. S. 192) 価値理念によって選択した認識所与を基にして構成すると云う意味においては、価値理念を離れて『理念型』の構成はありえないが『理念型』の内容は、認識内容がそうであったように、価値理念に左右されるものではない。『理念型』は直観的に一挙に獲得できるものではなく、むしろ試行錯誤的に構成されると考えるべきである。つまり『理念型』は認識所与に限定される側面をもっと考えるべきである。このことは、同じく、主観によって構成される『非現実的因果聯関』に就いても云える。『非現実的因果聯関』は『現実的因果聯関』を認識するための手段である。(G.S. 287) この構成には、『理念型』の構成の場合と同じように、(G.S. 194) 『客観的可能性判断』を不可欠とする。(G.S. 275. 278) そのためには、因果的な個々の構成要素を遊離 (Isolation) と一般化 (Generalisation) と云う二つの方向において抽象化しなければならぬが、(G.S. 275) その場合、抽象化されるものは認識所与である。

(G.S. 275) 認識所与は私達の想像が存在論的知識に法則論的经验知を適用しうるまでに遊離、分解されなければならぬ。(G.S. 277) この場合、一方には認識所与があり、他方には法則論的经验

知、つまり、自己の実生活や他者の振舞からえた経験知、(G.S.277) とりわけ、所与の諸状況に対して、一般的に、人間は如何に反応するのをつねとするのか、その在り方についての経験知があり、(G.S.276.277) はじめて、遊離、一般化と云う形の抽象化は可能である。主観における抽象と云っても、主観が恣意的になしうるものではない。『非現実的因果聯関』の構成も、結局は、私達は如何なる論理的操作によって結果の本質的構成要素とそれを決定する無数の要素の中の特定の構成要素との間に因果関係が存在することを認識しうるのか、と云う問題に、しかも、この認識を如何にして事実即して基礎づけうるのか、と云う、ウェーバーの本来的問題に繋がるものと考えなければならない。(G.S.273) ウェーバーも云うように、社会認識は認識所与を無前提的に模写することによっては成立しえない。主観が一定の観点から認識所与を抽象し、謂わば、即自的形態から対自的形態に轉換せしめ、私達に対するものとせしめなければならぬのであるが、云うまでもなく、この轉換は認識所与が自動的に行うものではない。主観が意図的、積極的に構成する一連の手続きを介して認識所与へ働きかけることによって、はじめて、可能である。その意味において、認識は認識所与への働きかけの役割を果たす抽象の連続を含む一つの思考過程と考えられ、(vgl. G. S. 273) 認識所与を歴史的事実となすための一個の思想像に変える過程を含むと考えられるが、(vgl. G. S. 275) その過程は、それが真理性をもちうるためには、客観である認識所与を主体とする運動でなければならないであろう。認識が主観の構成物を媒介として成立すると云う意味においては、主観を必須の契機とするが、主観が認識の契機となりうるのは、認識所与に即して働く場合に限られる。社会認識における主観の働きを重視するウェーバーの立場も、結局、この範囲内においてのみ認めうる。

(IV)

個性的観点のもとにする個性的な、有意義な諸聯関の認識を以て社会認識の主要内容とするウェーバーと近代社会の経済的運動法則の認識を意図し、この法則は客観的実在である社会的生産関係の抽象形態であるとするマルクスとは、(E. S. 129) 社会認識の内容は著しく相違する。しかし、両者がともに経験科学の立場に立ち客観的な認識の獲得を目指す以上、認識は経験的に与えられる認識所与を基にしてなされると云う、共通の性格をもたなければならない。ウェーバーでは社会認識は価値理念を選択原理とする、認識所与の一側面に関する、認識として成立しているが、マルクスの場合、ウェーバーとは違って、明らかに認識の客観的契機が強調される。しかし社会が主観から自立する自然的過程として認識されると云うことは、対象が超主観的存在、客観的実在として存在すべきものであることを示すが、そのことは認識内容が対象の無前提的模写であるとか、対象が主観の働きかけを要しない即自的存在であると云う事を勿論全く意味していない。マルクスにおいても、対象は主観の働きかけの対象としてある。認識所与はウェーバーの場合と同じように、経験的に与えられた生活現実であり、そのなかの経済的側面が特に認識価値あるものとして選択せられ、この側面において、対象である社会は生産様式と生産関係を基にして把えられる。

(vgl. K. Bd III. S 872. 934) マルクスが社会認識の対象として、特に、斯るものを選択し、認識所与の本質的側面であるとするとき、そこには、既に、ある価値理念が前提されていたと考えざるを得ない。マルクスは感性はあらゆる科学にとって基礎でなければならぬ、と云うが、(Kl. S. 136) その場合、感性は特定の主観から切り離された感性一般と云うが如き抽象的形態であるのではない。その機能も対象を無前提に、ありのままに受け取る (vgl. Hegel, Phänomenologie.) 事にあるのではない。感性は対象に働きかける主体の感性として実践に結びつく。(vgl. Kl. S. 132) 感性を実践と結びつくものとして捉えることにおいて、マルクスは自分自身をフョイエルバッハと区別するが、(D. S. 42) 感性が実践に結びつくものであると云う事は、感性が価値理念に結びつき、認識の始源において、認識所与の一側面が既に選択されていることを示す。マルクスの場合、実践に結びつく、または、実践に結びつくべきである感性は、同時に、歴史性、社会性を有する。五官の形成はこれまでの全世界史の仕事であり、(Kl. S. 134) 人間的な目や耳は原始的な目や耳と異なった働きをする。(Kl. S. 133) そして、現在の時点においては、実践の主体である人間は社会的存在、人間的人間でなければならず、感性も社会的感性、人間的感性でなければならぬと云い、(vgl. Kl. S. 133) 人間が人間的人間になりうるためには、疎外された人間的生活の物質的、感性的表現である (Kl. S. 128) 私有財産が揚棄されなければならぬことをマルクスは、繰返えし強く主張する。(Kl. S. 132) 階級を除去して社会を把えるとき、その社会はもはや単なる抽象、抜殻としてしか把えられていないのだ、とマルクスが云うとき、(vgl. S. 256) 彼が意図する社会認識に前提せられている価値理念が疎外せられている『人間の解放』(自由)に求められることは明らかである。

しかし、マルクスの社会認識にも価値理念が前提せられているとするならば、マルクスとウェーバーとの相違はどのように考えたらよいのか。とりわけ、ウェーバーが否定する法則認識の問題はどのように考えたらよいのか。法則認識として社会認識を成立せしめることをウェーバーが否定する場合、その根底には、社会認識の対象は個性的な、有意義なものに限られると云うウェーバーの態度があり、この態度は結局社会認識は価値理念と不可分離であると云う考えに繋がる。(vgl. G. S. 180) つまり、ウェーバーの場合、選択原理である価値理念と対象の個性的、有意義の性質との間には、既に、論理的、必然的關係が前提されていると解せられるが、両者の間にそのような関係が存在するか否かについては、改めて検討してみなければならぬ問題である。既に考察したように、選択原理である価値理念とこの価値理念によって選択せられた対象の認識の妥当性との間には論理的必然的關係はなく、認識の妥当性の問題は価値理念の権限外に属する問題であった。選択せられた対象を個性的独自の側面において認識するのが適切であるのか、或いは、共通的な、恒常的な(と云っても、共通的とか恒常的とか云う言葉はあくまで相対的な意味においてであるが) 側面において認識し、普遍的な概念関係を確立し、法則的にこれを捉えるのが適切であるのかは、選択せられた対象自身の内容によって決定される問題であり、選択原理である価値理念の権限外に属する問題ではなからうか。ウェーバーも云うように、社会認識が選択原理として価値理念を前提するものであることは明らかである。社会

認識を自然認識から区別せしめる一つの特徴は、紛れもなく、ここに求められる。対象の選択抽象が現象に見出される『反復』を標識にしてなされるものでないことも、これまた、ウェーバーの云う通りである。(G.S.171) 社会認識の対象である、つねに個性的な特色をそなえた生活現実が(G.S.180) 法則から演繹しえないものであると云う事も(G.S.174) 同様に、この線上で認めうる事である。しかし、価値理念を選択原理とすると云うことは、個性的な、その独特の性質において意義を有する対象だけが社会認識の唯一の認識対象であるとする事を、直ちに、意味しない。また、価値理念が選択原理であると云う事は、選択せられた対象がつねに有意義なものでなければならぬ事を意味するが、(vgl.G.S.181) その事は、例えば資本論が対象にしているような、対象の共通的恒常的側面、もしくは、大量的に、集団として現われる現象が、私達に対して無意義であると云うことを示していない。社会認識の対象を個性的、独自の有意義的なものに限定し、これを普遍的、反復的、法則定立可能な自然認識の対象に対立せしめるウェーバーの思考法には、リッケルトの思考法に通ずるものを見出しうるが、(vgl.G.S.146.Anm.) リッケルトの文化科学と自然科学の論理的区別は経験科学の両極端を明示することを動機としていると考えるべきであり、(Rickert.S.3) 両者の中間には多くの経験諸科学が位置づけられているとみるべきである。同じ文化科学の範疇に属していても、その極端から離れて位置づけられる科学には、文化科学の典型的性格は稀薄と考えられ、その対象も個性的特性、有意義性の側面にのみ認識価値を有するとは限らない。多数の客体に共通なものを総括する普遍的概念構成が、斯る場合には、必要であることを、リッケルト自身も指摘する。(Rickert.S.107) この場合には、純粋に個性的なものは捨象され、普遍的な概念的諸関係の確立が不可欠となる。文化諸科学のなかでこのような性格を最も明確に示すものは経済学である、とリッケルトは云う。(Rickert.S.III) リッケルトにとって、文化科学の特質は、その対象が普遍的文化価値に関係づけられたものであると云う事、従って、意義ぶかきものと了解しうるものであると云う事に求められ、(Rickert.S.97) 対象が有する個性的特性は、経験科学の一方の極端の性格としては認めうるが、すべての文化科学の絶対的性格とは考えられない。或る文化事象の有する意義は、その事象を他の文化事象から区別する特性に求めることはできるが、それは、『大抵の場合』(in den meisten Fällen)と云うことでありつねに必ずと云うことではない。(Rickert.S.98) ウェーバーが対象を個性的、独自の側面において捉えなければならぬと云うとき、対象は個性的、独自の側面においてこそ意義を有し、認識価値を有するものとなりうる、と云う事を前提している。しかし、対象が有意義であるとするのは、認識所与の一部分が価値理念に関係せしめられ、その対象が私達に係りあるものとなり、看過しえぬものであると云う事を示すのではないか。(vgl.G.S.175) ウェーバーが云うように、意義とは価値諸関係に即した対象の内容であり、その意味においては、対象の私達に対する在り方を示すものであり、対象に向けられた私達の関心の内容となるものと考えうる。(vgl.G.S.253) 対象が有意義であるか無意義であるかは価値関係の有無に結びつく問題であり、対象の個性的、独自の性格とは、必然的には、結びつかないのではないか。同じよう

に、認識価値の有無は対象と価値理念との間に価値関係が成立しているかどうかによって決定されることである。社会認識にとって本質的な事柄は、つねに必ず、個性的、独自のなものでなければならぬと云う事はない。知るに値する、本質的であるべきものは法則から導き出しえないと云う事と、知るに値する、本質的であるべきものは法則的に認識しえないと云う事とは区別しなければならない。(vgl. G. S. 171) 貨幣経済的交換が大量現象として現われると云う事は、直ちにそのまま、貨幣経済的交換が社会認識の対象となりうると云う事を示さない、と云い、この現象が社会認識の対象となりうるためには、この現象が有意義であるかどうかによって決定されると云う、ウェーバーの言葉は、(G. S. 176) この意味において、正にそのまま、肯定しうる。同様に、多くの現象に共通的に反復的に現われる事柄は、共通的、反復的であると云う理由で、直ちにそのまま、社会認識の対象とはなりえないであろう。しかし、共通的に反復的に現われる事柄が価値理念に関係せしめられ、意義あるものとなる時、それを社会認識の対象になりえないとして否定する理由は全くない。また、共通的に反復的に現われる有意義な事柄を、場合によっては、法則的に捉えることがあっても、なんら不当ではない。社会認識が法則認識の形をとると云う事は、直ちにそのまま、その認識を否定する理由にはなりえない。

社会認識が法則認識の形をとるかどうかは価値理念に係わらしめられた対象の内容によって決定されることである。ウェーバーは、それが法則認識であると云うだけの理由でマルクスを非難することはできない。問題は、結局、法則認識として社会認識を成立せしめうるためには、対象が如何なるものとして捉えられているかと云う事、対象自身の側に如何なる条件が見出されるかと云う事に懸っている。こうして、問題は再びマルクスに還ってゆく。

(V)

マルクスが社会を自然として把えると云う場合、社会的過程は、具体的には、そして、基本的には、自立する交換の過程として把えられると云う事を示すが、更に以下の事が、これに、つけ加えられねばならぬだろう。交換は生産において労働を基にして成立する人間と人間の関係として把えられ、この人間と人間の関係が自然と自然との関係、或いは、人間と自然との関係から自立すると云う事。交換における商品相互の関係が人間と自然との関係において成立する使用価値によってではなく、人間と人間の関係において成立する価値によって規制され、使用価値と価値は明確に区別され、後者は前者から自立するものとして把えられていると云う事。商品所有者たちは一般的、社会的労働としての彼らの労働に相互に関係しあうのであり、(P. S. 44. 45) 本質的には生産物の交換ではなくて、生産に支出した労働の交換として成立すると云う事。(vgl. E. S. 98) それは一般的 社会的労働——抽象的・人間的労働によって規制されるが、抽象的・人間的労働の量は、交換に関係する、それ自身構成要素であり、関係項の一つである諸個人の意思、行動とは独立に決定され、これらの関係項が形成する過程は、関係項によっては制御されず、逆に、関係項を制御する自然的過程

として扱われていると云う事。(vgl. K. S. 80 前出)

社会を自然として捉える、もしくは、人間と人間の関係を自立するものとして捉えると云う事が、以上の如き内容であるとするなら、社会を自然として、もしくは、人間と人間の関係を自立するものとして捉えることを可能ならしめる条件は、交換を自立的過程として捉えることを可能ならしめる条件になる。交換が生産物の自然的質料との関係において成立する具体的・有用的労働ではなくて、自然的質料との関係を徹底的に排除する、唯単に、人間的労働力一般の支出である抽象的・人間的労働を基にして成り立つと云う事は、交換を純粹に人間と人間との関係として捉えるマルクスにおいては、必然の帰趨とも云うべきものであるが、このことは小論の主題に対しても重要な意味をもつ。これに就いては、既に、別の箇所でも触れたが、交換が抽象的・人間的労働を基にして成立すると云う事は、労働を基にして成立する人間と人間との関係が人間と云う形をした自然がもつ自己意識的側面、換言すれば、人間と云う形をした自然の人間の側面ではなくて身体的・对象的側面、換言すれば、人間と云う形をした自然の自然的側面を基にして成立していることを示す。

(註1) このことは交換が意識的に直接これを変更しうる側面ではなくして、変更しえない側面を基にして成立していると云う事を示す。或いは、交換が人間と人間との関係として成立しながら、その関係する人間自身が主観的にこれを変更しえない、その意味において、超主観的な側面において相互に関係している、と云う事を示す。抽象的・人間的労働は労働が有する二側面のうち、直接これを変更しえない、労働力そのもの、自然力そのものの側に属し、交換がこの側面を基にして成立していると云う事は、交換が自立的過程として成立しうるための基本的な条件として、先ず、認めておかなければならぬことである。

抽象的・人間的労働が交換の基準になると云う事は、諸労働が質的には全く同一な、唯単に量的側面においてのみ区別されるに過ぎない、同等な簡単労働に還元されている、と云う事を意味する。マルクスは、この還元は社会的生産過程において日々行なわれている抽象であるとして、(P. S. 23) これを『歴史的抽象』(historische Abstraktion)と呼ぶ。(P. S. 226) この抽象は、ウェーバーにおけるとは異なり、客観である社会の側に成り立ち、抽象を成立せしめる条件は社会の側に見出される。マルクスの場合、具体的・有用的労働の形態は人間と自然との関係の仕方に規定され、(vgl. K. S. 46) 抽象的・人間的労働の量は具体的・有用的労働の形態と関係がある。(vgl. K. S. 107) また、労働だけではなく人間相互の関係も人間と自然との関係の仕方に規定される。人間と自然との関係が一定の形態をとるとき、この人間と自然との関係を通して自然に働きかける人間相互の関係も、これに適應した一定の形態をとる。(vgl. D. S. 27) 随って労働並びに人間と人間の関係が人間と自然の関係に規定されるとするなら、『歴史的抽象』はその人間と自然との関係が特定の歴史的・社会的形態をとるとき、はじめて可能であると考えなければならない。人間と自然との関係が特定の歴史的・社会的形態をとることによって、労働が具体的・有用的側面において示す特殊性が捨象され、唯単に、抽象的・人間的側面においてのみを比較されうるようになる、と考えなければならぬ

い。そして、人間と自然との関係が斯る形態をとるときに、人間と人間との関係も、労働を基にして把えられた、生産における人間と人間との関係として把えうると考えなければならない。人間と人間との関係が人間と自然との関係を基にして成り立っているにも拘らず、人間と自然との個々の関係が示す特殊性が捨象され、人間と人間との関係は抽象的・人間的労働の側面を基にして把えられる。人間と人間との関係は、ここでは、謂わば、自己自身を産み出し支えている人間と自然との関係から自立するものとして把えられる。人間と人間との関係が人間と自然との関係から自立すると云う事は、断るまでもなく、人間と人間との関係が人間と自然との関係と全く交渉を断ってしまうと云う事を意味しない。また、人間と自然との関係が如何なる形態のものであっても差支えないと云う事をも意味しない。むしろ、逆に、人間と人間との関係が抽象的・人間的労働を基にして把えられうるのは、先刻も指摘したように、人間と自然との関係が特定の歴史的・社会的形態をとるときに限られる。人間と人間との関係が人間と自然との関係から自立すると云うのは、人間と自然との関係が特定の歴史的・社会的形態をとるとき、この形態内では人間と自然との関係の仕方のそれぞれの相違に由来する具体的・有用的労働の特殊性が捨象可能になると云う事。この形態内では人間と自然との関係の仕方の相違によっては区別されなくなると云う事を示す。

ところで、諸労働の簡単労働への還元を意味する『歴史的抽象』において中心的位置を占める『簡単労働』は、単に主観によって構成された思想像ではなくして、客観の側に実存するものであり、(vgl. P. S. 23) その実質的内容は、同時に、客観の側に見出されなければならない。しかも、この抽象が可能となり、簡単労働が諸労働の度量単位となりうるためには、簡単労働はその社会の労働の一定量以上を占めなければならない。簡単労働がその社会の労働の大部分を構成し、量的に支配的であるときに、はじめて、簡単労働は度量単位となりうるのであり、『歴史的抽象』は可能になる。『歴史的抽象』が思考によって、頭脳のなかで、なされる抽象に過ぎないならば、『量』は必ずしも、抽象成立の条件にならない。現実に存在する多くの労働を僅かしか存在しない簡単労働を基準にして把え、これと比較することも、場合によっては、可能でありうる。しかし、抽象が単なる思考による抽象ではなくして、客観の側で、諸個人の意思から自立してなされるものである以上、『量』は抽象成立の重要な条件になる。認識成立の条件が客観の側に見出されるマルクスでは、『歴史的抽象』の場合に限らず、対象の量的側面は極めて重要な意味をもち、(註2) 抽象において質的側面を重視するウェーバーと、この点においても、対照的である。(vgl. G. S. 173)

かくして、『歴史的抽象』が可能であるためには、簡単労働と云う一定の質をもった労働が一定量以上に達しうるような条件が客観の側に見出されなければならない。問題は一定の質をもった簡単労働が如何にして客観の側に存在しうるのか、そして、その労働は如何にして一定量以上に達しうるのか、と云う二つに分けられる。マルクスの場合、第一の問題は人間と自然の関係が機械を主とする形をとると云う事で示され、第二の『量』に係わる問題は、この機械を主とする人間と自然との関係がその社会内で増大し、量的支配を確立すると云う事で示される。機械を主とする関係におい

て人間は関係項の一つとして働くのであるが、ここでは労働力の支出量並びにその支出の形態は機械に規定されるのであり、機械を主とする関係が第一の問題に繋がるのもこのためである。マルクスが云う、所謂、人間の機械への従属化、産業における簡単労働の枢軸化、極度の分業による諸労働の同等化がこの二つの問題に関連する。(vgl. E. S. 73) 『歴史的抽象』が成立しうるためには機械(分業)の発達→産業における簡単労働の枢軸化→諸労働の同等化、これらの一連の事柄が客観の側に成立していなければならない。

この事に就いては、既に、別の箇所でも触れたが(註3)生産において人間は対象である自然の形態を変化せしめるためには、対象に一定量の力を一定の支出の形態において加えなければならぬが、この量と支出の形態は、機械を主とする人間と自然との関係においては、それ自身の構造をもち客観的に実在する機械に規定される。他の箇所で用いた区分法によれば(註4)機械を主とする形をその典型とする第三の形式 $n - (n''_1 - n''_2 - n''_3) - n'$ におけるとは異なり、第一、第二の形式である $n - n'$ 、 $n - n'' - n'$ においては、就中、 $n - n'$ においては、対象に加える力の量と支出の形態は、主体である人間の身体運動を通して決定される。それは主体の身体運動に密着する。主体からその身体を引き離すことができないように、このことを主体から引き離すことはできない。一般性を本質とする知識と違ってそれは特殊性を本質とする。所謂、技能と称せられるものがこれに相当する。機械を主とする形が典型となる第三の形式においては、力の量と支出の形態を媒介者である機械が規定する故に、対象に働きかける主体が誰であろうとそのことに係りなく、機械は自身の構造に適応した、(vgl. K. S. 444.) 一定量の力を一定の形態で支出することを要求するが故に、(vgl. K. S. 423) 主体の固有名詞は問われない。(vgl. K. S. 456) これに対して、第一、第二の形式では、対象、目的、媒介者の構造がたとえ同一であっても主体の技能の差はそのまま結果に現われる。結果は、主体がそれぞれ異なるように、異なった形で現われ、つねに主体の固有名詞に結びつく。(註5) しかも、機械を主とする形においては、力の量と支出の形態が機械によって規定されるだけでなく、関係項である人間が、直接支出する力の量は小となり、支出の形態は単純化される。生産において示される人間と自然との関係が機械を主とする形をとるとき、労働が簡単労働になると云うマルクスの言葉は、結局、このことに繋がる。第一、第二の形式は特殊な技能を有する特殊な人間を主とする関係であり、この関係の一関係項となりうる人間は特殊な人間に限られるが、(vgl. K. S. 366 ff) 機械を主とする関係においては、労働が簡単労働であることにより、労働は特殊な人間に癒着する必要はなく、(vgl. P. S. 261) 関係項となりうる人間は固有名詞において問われる特殊な人間ではなくして、普通名詞において問われる、普通の人間で足りる。普通の人であれば誰でも関係項の一になりうる。第一、第二の形式においては、関係項である人間の置換は困難であるが、機械が媒介者の場合は容易である。或る社会における一つの労働から他の労働への移動を容易ならしめる条件はこの他にも求められなければならぬが、機械が媒介者であると云う事は、尠くとも、一つの基本的な条件となる。マルクスは、抽象的・人間的労働においては労働の諸主体

は特殊性を喪失して、同一の労働の単なる諸器官として現われると云い、(P. S. 23) 諸個人が一つの労働から他の労働へ容易に移ることができ、特定種類の労働が諸個人にとって偶然であり、無関心となるような社会において、はじめて、労働一般と云う抽象は可能であると云う。(P. S. 261) また、抽象的・人間的労働は、平均的に誰でも普通の人間が特殊の発達をまたないでその肉体のうちにもっている簡単な労働力の支出であると云う。(K. S. 49) 諸労働の簡単労働への還元が可能となり労働一般と云う抽象が可能であるためには、媒介者が機械の形をとり、労働力の支出量並びに支出の形態が機械によって規定され、第一、第二の形式において人関が示した労働の巧妙さがここでは機械によってなされると云う事が、(vgl. K. S. 441) 機械を主とする形の量的増大(分業の発達)と並んで必要になる。

勿論、マルクスも云うように、簡単労働そのものも歴史性をもつ。(K. S. 49) 相異なる歴史的段階、相異なる社会形態には、それぞれ異なった性格の簡単労働が与えられていると考えなければならぬ。私達が使用している区分法を基にして云えば、第一、第二の形においても、機械を主とする場合とは違った性格の簡単労働が与えられている、と考えるべきである。(vgl. K. S. 342ff) しかし、それにも拘らず、第一、第二の形式においては簡単労働が諸労働の度量単位となりえないのは、既に示したように、これらの形式が特殊な人間を主とする関係であり、本質的には、特殊な対象、特殊な媒介者、特殊な人間(技能)、特殊な結果が相互に不可分離に結びつく特殊性を本質とする関係であり、特殊な労働を(vgl. K. S. 354) 基本とすることによって成り立つ関係であるからである。ここでは、労働のこの特殊性を捨象するとき、この関係式のもつ意味は失われてしまうからである。主体を普通名詞で問うる機械を主とする形式とは異なり、第一、第二の形式では、たとえば簡単労働が与えられても、つねに副次的な意味しかもちえず、諸労働の簡単労働への還元は行なわれ得ない。この問題を考える場合、第一の形式よりも第二の形式により多く係わりがあるが、第二の形式においても、媒介者が特殊な、固定的な構造をもち、技能も一面的、固定的になり、労働力の支出量並びに支出の形態が固定し、その意味において、労働が簡単労働になるような場合がある。しかし、この場合、人間と媒介者との関係そのものが固定し、人間と媒介者との分離が困難であるなら(vgl. K. S. 366 ff) 事態は依然として同じであり、この場合の簡単労働は依然として特殊性を本質的規定としており、諸労働の度量単位とはなり難い。

斯くして、人間と自然との関係が機械を主とする形をとることによって、一般性を本性とする、一定の質をもった簡単労働が得られるのであるが、歴史的抽象が成立しうるためには、屢々述べるように、一定の質をもった簡単労働が同時に一定量に達することが必要である。機械を主とする形式が支配的になり、簡単労働がその社会の労働の大きな部分を構成するとき、はじめて、抽象は可能になる。(註6) 機械を主とする人間と自然との関係が支配的になる、と云う事は、人間と人間との関係がこの人間と自然との関係を通して働きかける人間相互の関係を基本にして成立すると云う事を意味し、この人間と自然との関係を通して働きかける人間相互の関係が支配的になると云う事

を意味する。機械を主とする人間と自然との関係、もしくは、その関係のなかでの労働が自然的側面から把えられながら、それが自然の問題ではなくして社会の問題となりうるのもこの事に由来している。資本制的生産が行われるためには機械を基礎とする大工業が必要であり (vgl.K.S. 337.444) 生産物をより大きい量的規模で提供することが必要であると云う (K.S. 337) マルクスの言葉。交換が自立的な社会的過程となりうるためには大工業的生産が一つの重要な前提になると云う (P.S. 58) マルクスの言葉。これらの言葉が、これまでのすべての考察に繋がる。

しかし、人間と自然との関係が機械を主とする形をとり、この形が支配的になり、簡単労働が労働の大きな部分を構成するようになって、それだけの事では歴史的抽象は成立し難いのではないか。歴史的抽象が成立するためには人間と自然との関係において関係項の一つとなる人間、交換において示される人間と人間との関係の一方の関係項となる人間にこれらの関係を結ばざるを得ないような必然性が認められなければならぬのではないか。人間にそのような必然性が認められないなら、機械を主とする人間と自然との関係は定着性をもつ必然的な事柄として成立することはできず、歴史的抽象成立の条件となり難いのではないか。また、機械を主とする人間と自然との関係が産み出した簡単労働は交換の基準にはなり難く、諸労働の簡単労働への還元は、必然性をもっては、行なわれ難いのではないか。既に触れたように(註7)この必然性は、人間は対自然関係をもたなければ人間として存在しえないと云う斉一的側面を有する自然である、と云う形で人間に認められる。人間が斯る斉一的な側面を有するが故に、機械を主とする人間と自然との関係が与えられるとき、この関係においては人間は固有名詞を剝奪されてみすぼらしい役割しか果し得ないにも拘らず、(vgl.K.S. 49) この関係式において自然と関係せざる得なくなる。諸個人は人間としてそれぞれ個性的、主体的存在としての側面をもち、この側面においては、それぞれが固有な存在であり、他者が窺い知ることのできない深い内面性をもつ、と考えることは可能であるがしかし、マルクスの場合、人間のそのような側面は全く無視されたとは考えられぬが、基本的には、尠くとも『資本論』においては、人間は斉一的側面において捉えられる。ゲームが一定の規則性において捉えられるためにはプレイヤーに或る種の斉一性が認められなければならぬように、(註8)歴史的抽象が成立し、交換が自立的過程として把えられうるためには人間には斉一性が認められなければならない。

人間が(人間と云う形をした)自然であると云うことは、人間は単に意識的もしくは精神的存在として把えられるものではなく、同時に、感性的、対象的、身体的存在として把えられなければならぬことを意味し、人間が他の感性的、対象的存在に対するものとして存在し、他の感性的、対象的存在を自己の対象としてもつことを意味している。(vgl.H.S. 85) そして、その事は人間は何よりも先ず消費と云う形において他の感性的、対象的存在を自己の対象ともたねばならぬことを示し、消費と云う形における対自然関係が人間にとって生存のための不可欠の条件であり、人間と自然との間に成立する質料変換が人間にとって不可欠の条件であることを示す。存在している、生活している、生きてると云うその事が、既に人間と自然との間に質料変換が成立していることを示

す。かくして、人間は地上に現われた最初の日と同じように、いまなほ、毎日消費しなければならぬのであるが、(vgl. K. S. 176) その消費される多くのものは生産されたものである故に、生産——労働が消費と同じように人間の生存条件となる。消費がそうであるように、生産——労働はそれぞれの社会において歴史的特殊性を有するが、その事に係りなく、生産——労働はつねに人間の生存条件となる。(vgl. K. S. 47) 生命の発現及び生命の実証として生産——労働はすべての人間にとって自然的必然であり、(vgl. K. S. 868 ff) 彼は特殊的な自然質料を人間の特殊な欲望に適合させる特殊な合目的生産活動を、(vgl. K. S. 47) つねに、繰返えさざるを得ない。その意味において、生産——労働は一切の歴史の根本条件であるとマルクスは云う。(D. S. 24) 生産——労働はそれぞれの歴史的、特殊な段階においてそれぞれ歴史的、特殊の様式でなされるが、(vgl. D. S. 27 Anm) ある歴史的、特殊な段階に生活する人間にとってこの生産様式は、一面においては、過去から受継がれるものであり、その意味では、過去から限定されつつ生産——労働しなければならない。(vgl. D. S. 35) 彼らは、それらの、一定の物質的な諸条件、彼らの恣意から独立な諸条件のもとで生産——労働しなければならない。(vgl. D. S. 22) ひとつの特殊な生産様式である機械を主とする形を歴史的所与とする、歴史的、特殊な段階に投げ出された人間と云う形をした自然は、この所与の様式に従って生産——労働しなければならぬことになる。そして、既に別の箇所でも明らかにしたように、機械を主とする生産は分業に結びつく故に、諸個人は生産——労働を真に自己の生存条件とするためには生産物を交換し、異なった諸使用価値を入手しなければならない。(vgl. K. S. 91.111) その場合、交換される異なった使用価値は特殊な・目的を規定された・形態での人間的労働力の支出である具体的・有用的労働によって生産されたものである、(K. S. 51) 換言すればそれぞれの量の労働力をそれぞれの形態において支出することによって獲得されたものであるが、既に述べたように、機械を主とする生産においては、労働の特殊性は捨象される。諸労働の特殊性が捨象され、時間によってそれを量ることができる、支出される労働力の量のみが問題になる。限られた労働力を、生存のために必要な一定量の使用価値を入手するために、限られた時間内に支出しなければならぬ有限的存在である人間は、生活手段の生産に要費する労働時間につねに関心をもたなければならない。(vgl. K. S. 77) このことは、如何なる時代においても如何なる社会においても、人間と云う形をした自然につねにつきまとうことであるが、機械を主とする人間と自然との関係が支配的になる場合には、それは、諸労働の度量単位である簡単労働の量への関心と云う形で示される。そして、その関心は、人間が人間と云う形をした自然と云う自然的規定をもつだけではなくして、自由労働者と云う歴史的規定をもつとき、極度に達する。換言すれば、機械を主とする人間と自然との関係の一関係項になりこの形式において直接自然に働きかける人間が、客体的な労働諸条件から分離せしめられた自由労働者と云う規定をもつとき、(vgl. K. S. 176) 労働生産物と労働が分離し、生産ならびに生活手段の所有者と労働力のみ所有者とが歴史的所与として存在するとき、(K. S. 598) 簡単労働の量への関心は極度に達する。かくして、人間が生産ならびに生活手段の所有

者と労働力のみ所有者とに区別され、対立しながら相互に不可分離に関係することが歴史的抽象を成立せしめ、交換が自立的過程として成立しうるための第三の条件として挙げられることになる。

これまで機械を主とする人間と自然との関係と簡単労働との関係、並びに、この関係に一関係項として参加する人間に就いての考察は、主として自然的側面から試みられた。しかし、第三の条件が明らかになったいま、これらが自然的側面を基にするものであることには変りないのであるが、これらのことに社会的側面が加えられなければならない。換言すれば、機械を主とする人間と自然との関係、この関係と簡単労働との関係、更に、機械を主とする人間と自然との関係に一関係項として参加する人間、これらのものがすべて一定の特殊の・歴史的社会的なかにあるものとして歴史的規定を併せもつものとして把握されなければならない。機械を主とする人間と自然との関係において直接自然に働きかけるのは自由労働者であり、媒介者である機械、対象である自然、この関係において自然に働きかける人間（労働者）が支出する労働力、これらのものはすべて、直接的にはこの関係式の関係項とならない、直接的には自然に働きかけない、別の人間の所有であると云う事が加わらなければならない。機械を主とする関係においては、労働の主体は固有名詞で問われる必要のない普通人間でよかった。このことは、既に触れたように、この関係においては労働力の移動が容易であることに結びついた。しかし、その人間が自由労働者であり、生産手段から引き離された自由な人間であると云う事は、更に、労働力の移動を容易ならしめる。労働力の移動が容易であると云う事は、歴史的抽象を成立せしめる一つの条件になる。自由労働者の定在は、その意味では、歴史的抽象成立の一条件となる。しかし、自由労働者の定在は、このような意味において、第一の条件に繋がるだけではなくして、同時にまた、第二の条件に繋がってゆく。自己の労働力以外の一切の生産、生活手段を所有しない自由労働者は自己の労働力を売ることによってのみ、消費と云う形における質料変換を自然との間に成立せしめうるからである。自由労働者は生存しつづけるためには、消費するだけでなく、労働力を再生産しなければならない。そして、労働力と云う商品の価値は、他の商品の価値と同じように、それを生産＝再生産するために社会的に必要な労働時間によって規定される故に、労働力の価値は労働力を再生産するために必要な生活手段の価値、つまり、生活手段を生産するために社会的に必要な労働時間に等しくなければならない。（K.S.178）随って自由労働者にとって、商品がその商品を生産するのに社会的に必要な労働時間の量を基準にして交換されなければならぬと云う事は、自己が生存するための不可欠の条件となる。人間と云う形をした自然である人間が労働時間に関心をもつと云う事は、如何なる社会形態とも係りない自然的必然的な事柄であったが、人間が一方は自由労働者であり他方は生産ならびに生活手段の所有者と云う歴史的、特殊の形態をとり区別されるとき、この関心は極度に高まる。

● 社会を自然として把握することが可能であるためには、或いは又、交換を自立的な社会的過程として把握することが可能であるためには、以上、三つの条件が客観の側に見出されなければならない。

第一の条件は、主として、客観の側に実在する簡単労働に結びつき、第二の条件は、その簡単労働を単位にして交換が行なわれなければならぬ、その必然性に結びつく。両者は、主として、社会的形態に係わりなく、自然的・必然的側面において考察された。その意味においては、両者は社会を自然として把えることを可能ならしめる自然的、必然的條件と云いうる。しかし、第一の条件を考察するときに既に述べたように、第一の条件が条件となりうるためには一定の質を有する簡単労働が客観の側に実在するだけでなく、同時に、この簡単労働が一定の量をもって実在することが必要であった。機械を主とする人間と自然との関係が増大し、（私有を前提とする）分業が発達することが必要であった。このことは第二の条件においても同じである。人間と云う形をした自然がもつ斉一性も、人間が二つに区分され、歴史的形態をとるときに、はじめて、交換の自立性の問題に積極的に結合しえた。第一、第二の条件は自然的、必然的側面を示すとは云え、第三の条件をこれに併せうるとき、はじめて、自然認識の問題にではなく、社会認識の問題に結びつきうる。しかし、また、逆に第三の条件に就いて云えば、第三の条件は第一、第二の条件を併せるときにのみ、社会を自然として把えることを可能ならしめる条件となりうる。歴史的、特殊的条件は自然的、必然的條件を前提し、自然的、必然的條件は歴史的・特殊的条件を併せることによって自己を具体的に示しうる。マルクスは、社会科学の諸範疇は歴史的諸関係を抽象的形態において示すものであり、（vgl. P. S. 228.260）範疇はこの関係の内部においてのみ十分な妥当性を有しうると云う。（P. S. 262）その歴史的諸関係の問題は、私達の分析からすれば、特に第三の条件に係わるのであるが、第三の条件がそのような諸範疇を成立せしめうる歴史的土台（historische Basis）となりうるためには、（vgl. P. 228）第一、第二の条件が既に前提されていなければならぬであろう。

（註1） 拙稿『社会科学の対象』鹿児島大学教育学部研究紀要（以下、紀要とのみ記す）第13巻人文科学篇、35頁参照

（註2） 例えば市場価値は優良な生産条件、中位的生産条件、劣悪な生産条件で生産されるそれぞれの商品の量との関係において規定される。（vgl. K. S. 208）

（註3） 拙稿『社会存在論の一形態』紀要、第14巻 60頁

（註4） 紀要第14巻 63頁

（註5） 芸術作品が作者の固有名詞に結びつくのも、それが第一、第二の形式においてつくられるからではないか。生活手段の生産と美的対象の生産とを直ちに同一に論ずることはできないが、この点に関する限り、両者は同じ側面をもつのではないか。

（註6） 機械を主とする形式とその形式の量的増大並びに分業の発達との関係については、紀要第14巻、61頁以下参照。

（註7） 本紀要26頁参照

（註8） （I）の（註1）参照。

（ VI ）

ウェーバーは価値理念や主観の構成物が認識において果す役割を著しく強調し、マルクスは認識が認識所与もしくは対象そのものの認識であることを強調し、法則認識が成立しうるための条件は

客観の側に見出されると云う。しかし、社会認識に価値理念を前提すると云う意味においては（註1）認識における主観的契機をともに認めざるを得ず、認識における抽象が認識所与もしくは対象そのものを基にして成り立つものであることを認めると云う意味においては、認識における客観的契機をともに認めざるを得ない。それにも拘らず、両者において社会認識の内容が著しく相違することもこれまた否定しえない事実である。この相違は生活現実に対する両者の態度の相違もしくは問題意識の相違に起因し、結局は、価値理念の相違に起因するのではなからうか。その事は、一方が認識所与の個性的側面を捉えることに、主として、認識価値を見出すのに対して、他方は認識所与の普遍的側面もしくは大量的に現象する側面に認識価値を見出し、社会認識を法則認識として成立せしめる事に意義を見出す、と云う事に端的に示されている。価値理念の相違が、この場合は、選択抽象せしめられる対象の相違となって現われ、対象の相違は認識における抽象の性格の相違に繋がってくる。特に人間把握の仕方に例をとれば、マルクスにおいては人間は最も普遍的なぎりぎりの側面において捉えられるのに対して、ウェーバーではより個性的な具体的な側面において捉えられる。マルクスが人間を人間と云う形をした自然として、斉一的存在として捉えることは斯る徹底した抽象においてはじめて可能になる。人間を斉一的存在として捉えることには人間は消費と云う形の質料変換を生存のための不可欠の条件とすると云う事も含まれているが、この事は、この世の人間が有するあらゆる特殊性、個別性が捨象され、人間が人間として生存する限り、必ずもたなければならぬぎりぎりの側面だけが抽象されていることを示す。『資本論』において経済的諸関係の担い手として、抽象的形態で示されている人間の更にその根底には、斯る徹底的に抽象せしめられた、斉一的存在である人間が前提されていなければならない。この抽象はあらゆる人間にとって最も直接的である疑うことのできない、『生きている』と云う事実に着目し、殆どすべての人間がそれに価値を認めざるを得ない『生命』に着目してなされた抽象であり、その限りにおいて、この抽象によって得られる内容は人間にとって、おそらく、最も普遍的な側面となるであろう。社会の経済的側面に関する認識を法則認識の形で成立せしめることを意図した、生活手段の生産、分配、消費を不可欠の内容とする『資本論』にとって、この抽象はまことに有効、適切であったと云い得よう。しかし、認識所与に見出される人間はもっと多様な側面を有するのではなからうか。人間は自由であり自己の生命をも棄てうとしたのはヘーゲルであるが、(Grundlinien d. Ph. d. Rechts. § 5. Zusatz) すくなくとも、人間の行動が単に生活手段の獲得のみを目指すものでないことは認めてよいのではないか。その人間が『生きている』以上消費と云う形の質料変換をしていることは事実であるにしても、あらゆる人間の行動がつねに生活手段の獲得のみ目指してなされるものでないことは認めなければならぬのではないか。私達に経験的に与えられている生活現実とはこのような諸個人の多様な行動から成り立つものではないか。もし、そうであるとするなら、『資本論』の根底にある徹底した抽象をこのような諸個人の多様な行動に対して直接そのまま試みることは適切であるだろうか。市民社会が物質的な生活諸関係に根底をもつことを見抜き、土台と上部構築との関

係において社会を把えようとしたのはマルクスであるが、(P. S. 13) 諸個人の多様な行動とこの所謂『定式』との関係はどのように考えたらよいのか。勿論、所与の生活現実をそれぞれの特性において、歴史的個体として捉えるウェーバーにおいても、その認識が成立しうるためには人間は普遍的側面において捉えられなければならない。既に述べたように、諸個人の行動に関する法則論的経験知があって、はじめて、客観的可能性判断は可能である。しかし、ウェーバーは人間の普遍的側面を徹底的に抽象した唯一の形で求めないし、認識の対象になっている或個人の行動を理解する場合、法則論的経験知は手段にしか過ぎない。(G. S. 175) 人間は個性的なそれぞれの状況においていくつかの側面において捉えられる。もとより『資本論』においても、交換が自立的な社会的過程として成立しうるのは、むしろ、諸個人が相異なる行動をするからである、と云う事はできる。諸個人が販売者と購買者、自由労働者と生産、生活手段の所有者と云う経済的関係の相異なる担い手に分かれることによって相異なる行動をすると云うだけではなくて、経済的関係の担い手としては同じ社会的立場にありながら、生産もしくは交換のそれぞれの具体的な状況において、それぞれ異なった行動をする(競争をも含めて)と云う事が交換が自立的過程として成立しうるための前提になるからである。交換は諸個人の相異なる行動が形成する不断の対立、動揺を通じて、はじめて、自立的な過程として成立しうるからである。しかし、この場合、諸個人が相異なる行動をするにも拘らず交換が自立的過程として成立し、社会を自然として把えうるのは、諸個人が同一の価値を実現するために行動すると云う事も含めて、斉一的存在として把えられるからである。随ってまた、それらの諸個人がそれぞれの状況、立場において示す、行動の個性的側面は認識の本質的内容とはなり得ず、捨象しうるからである。(註2) 結局、人間をマルクスの如く斉一的存在として把えないウェーバーでは社会認識は法則認識の形をとらない。斯るウェーバーの立場からすれば、たとえ生活現実を経済的側面において捉えたとしても、それはたかだか経済史の性格はもちえても、経済理論の性格はもちえないことになる。しかしまた、逆に『資本論』に就いて云えば、そのような抽象の仕方を以てしては、生活現実の個性的側面を捉えることは困難になるのではなからうか。『資本論』を『原理論』として一般者の位置に位置づけ『段階論』を特殊者とする『現状分析』は、或意味では、現実の個別的認識を目指すものであろうが、それによって得られる認識内容はここで指摘した生活現実の個性的側面とは別のものではなからうか。

(註1) 認識に価値理念が前提されることが社会認識の一つの特質になる。場合によっては社会認識に価値理念が必ずしも前提されていないように見うけられることがある。この場合は社会認識の或る領域において或る認識課題が共通課題として余りにも明確に確立されてしまっているためか、或いは又その課題に対する方法的原理が確立されてしまっているためかの何れかである。社会認識が価値理念を見失いつづけるとき認識主観は自分自身の中で生活している生活現実から遊離する。同一の人間が生活者と研究者とに分裂する。(Vgl. G. S. 214)

(註2) 人間に或る斉一性を認めることによって法則認識を成立せしめている点では、マルクスとケインズは一致する。この場合、その社会のすべての人間に斉一性が認められなくても差支えない。大多数の人間もしくは殆んどすべての人間に斉一性が認められると云う事でもよいし、一人一人に就いては明確に把握しえ

ないが全体としては一つの斉一性が認められると云う事でもよい。何れの場合であれ、人間に斉一性を認めることによって法則認識は成立しうる。それは一つの条件に過ぎないが法則認識成立の条件となりうる。ケインズは、例えば『消費性向』と云う形でそれを示す。或る社会内における諸個人の消費行動は、通常の状態においては、そして、或る短期間内においては、平均的に、一つの基本的心理法則によって捉えうると考える。(J. M. Keynes. *The General Theory of Employment, Interest and Money* (Macmillan) 1957. P. 96 ff. (塩野谷九十九訳 110 頁以下) 個々の人間の消費行動は必ずしも法則通りにはなされないにしても、社会全体としては一つの法則によって捉えられるものであり、全体としては或る斉一性をもつと考える。ケインズの場合、消費性向を一定であるとすることによって総雇備ならびに所得と投資率との間の理論的關係を捉えることが可能になる。(P. 113) (塩野谷訳, 128 頁)

引用文献略符号

- Rickert. — H, Rickert : *Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft*. Tübingen. 1926.
 Meinecke. — F, Meinecke : *Zur Theorie und Philosophie der Geschichte*. Stuttgart. 1959.
 His. — F, Meinecke : *Die Entstehung des Historismus*. München. 1965.
 G. — M, Weber : *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*. Tübingen. 1951.
 K. — K, Marx : *Das Kapital*. Dietz. 1953.
 D. — Marx, Engels : *Die Deutsche Ideologie*. Dietz. 1953.
 H. — Marx, Engels : *Die Heilige Familie und Andere Philosophische Frühschriften*. Dietz. 1953.
 E. — K, Marx : *Das Elend der Philosophie*. Dietz. 1952.
 Kl. — Marx, Engels : *Kleine Ökonomische Schriften*. Dietz. 1955.
 P. — K, Marx : *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*. Dietz. 1951.

以上の文献の他に、ウェーバーの諸論文のなかの『社会科学および社会政策の認識の客観性』については、出口勇蔵訳(河出版) 富永、立野訳(岩波版)を参照した。又、マルクスの諸著作についてはマルクス・エンゲルス全集(大月版)を参照した。『資本論』については長谷部文雄訳(青木文庫)を利用した。これらのなかで特に長谷部訳の『資本論』から多くのものを学んだことを付記し訳者に謝意を表す。